

(別紙1)

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

2 委託期間

契約日から平成31年2月28日（木）まで

3 事業実施目的

価値観が多様化し、結婚や子育てを望まない人生の選択を行う者が増える一方、結婚や子育てを切に願っているにもかかわらず、年齢や周囲の環境等の事情により諦めてしまう者も一定程度いる現状があることから、県内の若年層をメインターゲットに、就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる正しい知識や情報を提供するとともに、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを喚起するキャンペーンを実施し、将来のライフプランを真剣に考え（ライフデザイン）、自らが希望するライフプランの実現のための具体的な行動を意識させることで、これから結婚や子育て期を迎える若年層の人生の選択を通じ、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の解消を図る。

4 事業の基本構成

本キャンペーン事業の基本構成は次に掲げる4事業とする。

- (1) 広報キャンペーン
- (2) 啓発フォーラム
- (3) イクメン養成キャラバン
- (4) 結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー

5 業務内容

受託者は、特に次の事項について効果が現れるよう配慮しつつ、キャンペーンの企画、実施に係る一切の業務を行うものとし、企画の構成については下表に掲げる実施項目を必ず盛り込むこと。

- ・自らのライフデザインを考えることの必要性の喚起
- ・キャンペーン自体の認知度向上
- ・啓発フォーラム等への参加促進

実施項目	詳細
<事業全体に関すること>	
①全体計画の策定	上記3に掲げる目的及び下記③に掲げる指標を達成するための全体計画（事業実施にあたってのコンセプトや実施スケジュール等をまとめたもの）を策定すること。なお、事業を効率的に実施するため、「伝える対象」、「伝えたい情報」、「期待される効果」の相互関係を明らかにした資料を、 <u>企画提案時に必ず盛り込んでおくこと</u> 。
②作成物の表現、デザイン等について	・各種作成物については、その媒体にかかわらず、事前に県の内容確認を受けること。 ・受託者は、専門家に執筆を依頼し原稿を作成することができる。なお、専門家等に執筆を依頼しない場合は、必要に応じて、専門家による監修を受けるものとする。 ・偏った価値観を押しつけるような、一方的な表現にならないよう配慮すること。 ・作成にあたっては、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に

	<p>立った表現～」を踏まえた内容とし、必要に応じて県担当課の確認を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインには、別添のロゴを入れるよう努めること。
③事業の効果検証及び重要業績評価指標について	<p>事業の効果検証を行い、報告書にとりまとめること。</p> <p>なお、本事業の重要業績評価指標（KPI）は次のとおりであり、<u>その達成に向けた取組内容及びその達成状況については報告書に必ず盛り込むこと。</u></p> <p>【アウトプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報キャンペーン特設サイトアクセス数（12,000 アクセス） ・啓発フォーラムの参加者数（延べ1,000人） ・イクメン養成キャラバン実施企業数（30社） ・結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー参加者数 300人 <p>【アウトカム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告等閲覧者の意識変容（自らのライフプランについて前向きに考えることができるようになった・子育てを応援したい） 70% ・広報キャンペーンの認知率 50% ・子育てしやすい社会であると感じた親（啓発フォーラム参加者）の割合 70% ・結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー受講者の意識変容（自らのライフプランについて前向きに考えることができるようになった。） 70%
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的遂行のための効果的な独自企画を提案すること。
<p><広報キャンペーンに関すること></p>	
①実施目的	<p>(1) 広報キャンペーンのねらい</p> <p>広報キャンペーンにより醸成したい社会的機運は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識を得た上で自身の今後のライフプランを考えることの重要性の認知 ・結婚や子育てを希望する者がより自らの希望にそった形で実現することができる（楽しむことができる）社会的な雰囲気 ・行政機関だけでなく、地域全体の様々な主体（民間企業・団体・自治会等）が結婚や子育てを応援する雰囲気 ・男性が家事・育児を積極的に行い、男性の育児休業等の取得について社会全体が応援する雰囲気 <p>(2) 広報キャンペーンの結果として実現を期待する具体的行動（長期的な目標も含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に若年層において自身の将来のライフプランを真剣に考えるようになること。 ・結婚や子育てを希望する者が自らのライフプラン実現のため、より前向きに行動できるようになること。 ・男性の家事・育児参加、育児休業等の取得がより一般的となること。 <p>(3) 広報キャンペーンの実施に関して留意する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚、子育て（妊娠・出産含む）の押しつけにならないよう、個人の価値観や選択に十分配慮すること。 ・あくまで行政が実施する広報キャンペーンであるため、行き過ぎた表現や性別による固定的な表現は使用しないこと。 ・事業の趣旨に理解を得られたマスコミ、企業等から後援を得ること。・表現等について疑義が生じた際には、随時発注者に相談等すること。

②実施内容等	<ul style="list-style-type: none"> 以下の（１）～（４）の使用媒体例を中心に、広報キャンペーンを展開すること。 実施する媒体は必ずしもこれらに限定しないので、効果的な広報の手法を提案すること。 併せて、各広報内容が分かるよう、コンテンツやポスターイメージまたは作成手順を可能な限り提案すること。 なお、作成したデータは発注者主催のイベントや発注者が管理するWEBサイト等で活用できるようにすること。 キャンペーン期間終了後、キャンペーンの認知率を調査すること。 <table border="1" data-bbox="432 499 1406 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 499 778 539">媒体</th> <th data-bbox="778 499 1406 539">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 539 778 891">（１）特設サイトの作成</td> <td data-bbox="778 539 1406 891"> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 891 778 1122">（２）ウェブ広告の掲載</td> <td data-bbox="778 891 1406 1122"> <ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1122 778 1585">（３）イメージポスターの作成・掲示</td> <td data-bbox="778 1122 1406 1585"> <ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	媒体	内容	（１）特設サイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 	（２）ウェブ広告の掲載	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 	（３）イメージポスターの作成・掲示	<ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。
媒体	内容								
（１）特設サイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特設サイトを作成し、事業の実施目的や、鳥取県の結婚、子育て応援の取組や子育て支援について両県内外の者に向けアピールする。 特設サイトは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの環境にも対応したページとする。 作成物や、既存の各県事業紹介ページのリンクについても掲載する。 								
（２）ウェブ広告の掲載	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するユーザーに対し、ディスプレイ広告(Yahoo! 及び Google)、動画広告(YouTube)、SNS 広告 (Facebook、Instagram、Twitter 等)等を用いて啓発を行う。(配信回数 500 万回) 媒体、回数等の具体的な手法を提案すること。 								
（３）イメージポスターの作成・掲示	<ul style="list-style-type: none"> イメージポスターを 4,000 枚 (A2 版以上、2 種類程度) 作成し掲示する。 ポスターのイメージ図、掲示場所を提案すること。 イメージポスターの作成・掲示を行う場合、掲示計画を立て、原則広報キャンペーン開始までに掲示すること。広報キャンペーン期間中に掲示することにより、より効果が得られると考えられる場合は広報キャンペーン中の掲示開始も可能とする。 増刷や掲示 (配布を含む) にかかる経費は委託料の範囲内で行うものとする。 								
③キャッチコピー及びロゴの作成	<p>広報キャンペーンを効果的に実施するため、キャッチコピー及びロゴを作成すること。</p>								
④実施スケジュール	<p>広報キャンペーンは、契約期間中に一定期間（３ヶ月程度）を設定して実施すること。</p>								
＜啓発フォーラムに関する事＞									
①実施目的	<p>広報キャンペーンに同じ</p>								
②実施内容等	<p>上記広報キャンペーン期間中に以下の内容を盛り込んだ啓発フォーラムを開催すること。また、啓発フォーラムにふさわしいメインテーマを作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフデザインの重要性 結婚、子育てに対するハードル（資金、年齢、出会い、不妊等） 								

- ・既婚者と未婚者の結婚、子育てに対する認識の違い
 - ・企業・団体を含んだ地域全体での結婚、子育て応援
 - ・結婚、子育て応援のポジティブな情報
 - ・イクメン（男性の育児休業、男性の家事・育児参加）の推進
- なお、啓発フォーラムには、地域住民、企業・団体関係者、行政関係者等幅広い主体が参加できるものとする。
- ・啓発フォーラム当日の受付、案内、司会進行等を行うこと。
 - ・講師等には、謝金及び旅費を支払うこと。
 - ・来場者への意識変容等に関するアンケート調査と結果の取りまとめを行うこと。
 - ・広く県民に広報し、多くの来場者を募ること。
- ※広報費については、媒体等の広報方法の適切性、必要性、費用対効果等について十分検討したうえで、積算すること。なお、ポスター、チラシ、開催案内等を作成し、配布する場合には、配布先リストを作成し、提出すること。
- ・来場者数を把握すること。
 - ・啓発フォーラムのプログラムは以下を参考に多くの方が興味を持ち、来場が期待できる内容とすること。

(集客見込) 延べ1,000人程度

プログラム	詳細
基調講演 (対談でも可)	ライフデザインの重要性や、地域全体での結婚、子育て応援の機運醸成等に繋がる基調講演や対談等
分科会	出会いから結婚に関するもの、不妊に関するもの、イクメンに関するもの、地域全体での子育て応援に関するもの 等
ブース	男性の妊婦体験ブース 男性不妊検査キット紹介ブース ライフデザインワークショップ 等

<イクメン養成キャラバンに関する事>

- ①実施目的
- キャラバンの実施により醸成したい社会的機運は次のとおり。
- ・行政機関だけでなく、地域全体の様々な主体（民間企業・団体・自治会等）が子育てを応援する雰囲気
 - ・男性が家事・育児を積極的に行い、男性の育児休業等取得について社会全体が応援する雰囲気
- ②実施内容等
- 上記広報キャンペーン期間中に、企業へ講師を派遣しイクメンの養成を促進するため、次のプログラム例を参考としたキャラバンを実施すること。
- ・男性従業員による妊婦体験
 - ・家事の方法
 - ・男性の家事・育児の大切さを学ぶための講座
 - ・男性職員が家事・育児を積極的に行うことができるよう取り組んでいる企業の取組事例（企業経営への好影響等）の情報提供
- ③実施回数等
- ・実施企業数：30社
 - ・参加者数：300人
 - ・実施企業の案は、原則受託者が作成し、選定にあたっては地区が偏ることのないようバランスを考慮すること。なお、実施企業については、最終的に県の実情を踏まえて決定することとする。

＜結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー＞	
①実施目的	高校生、大学生、新社会人等の若年層を対象として、ライフプラン・キャリア形成スタートアップ(結婚や出産の基礎知識・重要性、仕事と家庭の両立の重要性、身だしなみ、コミュニケーションスキルを身につける講座)セミナーにより自身のライフプランへの認識や社会生活でのスキルを身につけるとともに、乳幼児とのふれあい体験通じて結婚後の妊娠や子育てについても考えることにより、より早い段階で自身のライフプラン等を考えることの必要性や動機付けを行う。
②実施内容等	<p>次の(1)～(6)に基づき、高校生、大学生、新社会人等の若年層を対象として、ライフプラン・キャリア形成スタートアップ(結婚や出産の基礎知識・重要性、仕事と家庭の両立の重要性、身だしなみ、コミュニケーションスキルを身につける講座)セミナー及び乳幼児とのふれあい体験を企画・実施すること。</p> <p>なお、実施期間は広報キャンペーンの期間中に必ずしもとられる必要はない。</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア 結婚や家庭を持つことに対し前向きな価値観を喚起するものとし、就労や恋愛・結婚、妊娠・出産、子育て等、ライフステージごとの様々な情報を提供することにより、タイミングを逃さず自らが希望する生き方ができるよう人生設計を考えさせる内容とすること。</p> <p>イ 人生の選択は個人の自由に任されるものであることに配慮すること。</p> <p>ウ 受講者の年代にあわせた内容とすること。</p> <p>エ 実施する内容については、県等との協議の上、最終的に決定すること。</p> <p>(2) 実施回数 10回(うちセミナー5回、乳幼児とのふれあい体験5回)</p> <p>(3) 配付資料、副教材等の作成 効果的にかつ円滑に実施するため、配付資料、副教材等を作成すること。</p> <p>(4) 講師の選定等</p> <p>ア 講師の選定及び手配は、受託者で行うこと。</p> <p>イ 講師の選定にあたっては、県と協議の上、最終的に決定すること。</p> <p>(5) アンケートの実施</p> <p>ア 終了後は、参加者に対して、満足度、意識の変容等にかかるアンケートを実施すること。</p> <p>イ アンケートの具体的内容については、県と協議すること。</p> <p>(6) 業務実施体制 業務実施責任者を配置し、適正に事業を実施する体制を構築すること。</p>

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - イ 印刷物、ウェブサイト、CM動画のデザイン及び外注印刷の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ イベント開催時の運営の類
 - カ アンケート調査分析業務の類

(3) 発注者は次の各号のいずれかに該当する場合は、(2)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 受託者は、(2)の承認を受けて第三者へ再委託を行う場合、再委託先にこの仕様書に基づく義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

7 権利関係

(1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 情報等の取扱い

(1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 本業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 受託者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)、(2)の規定を遵守させなければならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了と同時に県に完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

12 個人情報の保護

(1) 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、6の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

13 協議

受託者は、必要に応じて、発注者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。

なお、詳細は打合せによる。

<別添>

子育て王国鳥取県ロゴ



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県



子育て王国
鳥取県

小さな支えが大きな安心



子育て王国
鳥取県

<別記>

個人情報取扱特記事項

(個人情報)

第1 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 丙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 丙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供情報の返還等)

第7 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲及び乙に返還するものとする。

(事故報告義務)

第8 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、き損し、及び滅失した場合は、甲及び乙に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲及び乙は、丙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。